

○池田委員長 送付7-43、「千代田区生活支援課による不適切な対応について」について審査したいと思います。陳情書の朗読は省略いたします。

本件の内容をご覧くださいますと、審査請求に係る内容が大部分を占めており、こちらは東京都における審査結果を待っている状態とのことです。不確定かつ個別具体的な話は、当委員会での陳情審査に当たってはなじまないということで、陳情書最後の3行、相談体制という部分についてのみ審査したいと思いますのですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。それでは、それを踏まえて執行機関から情報提供等がありましたらお願いいたします。

○前畠生活支援課長 現在の生活支援課での相談体制について、情報提供をさせていただきます。

現在、区ケースワーカーは原則福祉職が配置されておりまして、皆さん、社会福祉士や精神保健福祉士の有資格者となってございます。また、会計年度任用職員である生活保護相談員につきましても、採用時に社会福祉士か精神保健福祉士のいずれかの資格を有することを条件としておりますので、全員が有資格者となってございます。

窓口におきましては、ケースワーカーや相談員だけではなく、必要に応じて隣の係に配置をされております女性相談員ですとか自立支援相談員との連携、さらには障害者福祉課や保健所、えみふるやL i g h tなどとも情報共有しながら、お一人お一人の特性や抱える悩みに応じて、丁寧に対応させていただいているところでございます。

情報提供は以上になります。

○池田委員長 はい。ありがとうございます。

先に私のほうから1点といいますか、今、課長の説明のとおり、既に担当の課では有資格者の配置をしている、また、今後も丁寧な対応をしていくというところが見受けられまして、本陳情趣旨への対応としては確認が取れているかと思っておりますが、皆様、意見がございましたら、何か。

白川委員。

○白川委員 体制に不備がないことはよく理解しました。それでノウハウの部分ですね。こういう難しい対応というときに、こういうトラブルがあったとか、あるいはこういうふうにしたらうまくいったみたいなノウハウの共有みたいなのがうまくいってれば、何の問題もないかなと思うんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○前畠生活支援課長 そういったケースの対応記録につきましては、中でケースワーカー会議ですとか、そういった会議の中で情報共有をしながら、また相談をしながら、なかなか、こういった対応、1人のケースワーカーですとか担当職員だけで抱えるにはかなり負担も大きくなりがちですし、ふさぎ込んでしまう場合もございますので、そういったことにならないように、組織としてみんなでチームで対応していくというところは、日々検討をしているところでございます。

○池田委員長 はい。

牛尾委員。

○牛尾委員 相談体制のことは伺いました。ただ、やっぱり1人の人が1人の担当と。1人の生活保護の方が1人の担当というわけじゃなく、一応、ちゃんとチームというか、複

数人で協議して対応しているということで、そういう認識でよろしいんですね。

○前畠生活支援課長 ケースワーカーと、あと、また係長であったり、査察指導員もおりますし、また所属長である私のほうもケースワーカー会議等には出席をしまして、情報共有をしながら、一人一人の職員に大きく負担がならないように、また、いろんな、多方面でそういった支援を検討できるように、情報共有を心がけてございます。

○牛尾委員 いま一つ、やはり、この物価高によって暮らしは大変になっている方が増えているという状況で、やっぱりもう生活保護に頼らざるを得ないという方も、今後増えてくると思うんですけども。先日の、去年の決算かな、生活保護、要するにケースワーカーが担当する保護の数というのは、国基準まではいっていないという答弁でしたけれども、それでも数十人からいらっしゃるということで。

今後、そうした相談者が増えていくということは、やはりその分、職員の負担になると思うんですけども、そうした場合、例えばケースワーカーを増やすとか、臨時で雇用するとか、そういったことは検討されているんですか。

○前畠生活支援課長 現在、ケースワーカーにつきましては、委員ご指摘のとおり、国の基準である1人当たりの担当世帯数80は下回っておりますので、適正な範囲に収まっているものと認識はしております。しかしながら、特に精神的な負担が大きくなりがちな職場であることは間違いございませんので、休職者や退職者が出ることから、福祉職の皆さんがその専門性をより生かしつつ、働きやすい環境を整備していくことというのは大変重要だと考えておりますので、引き続き、適切な体制については検討を進めてまいりたいと思っております。

○池田委員長 はい。

ほかはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。繰り返しになりますけれども、それでは、本陳情の趣旨への対応としては確認が取れたかと思いますので、以上で審査を終了したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田委員長 はい。以上で審査を終了いたします。